

介護予防支援事業の指定拡大に伴う取扱い Q&A

| No. | 質問  | 回答   |
|-----|---|--|
| 1   | どのような改正が行われたのか。                                     | <p>これまでは、要支援者の介護予防サービス計画の作成は「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所」のみが作成できることとなっていました。</p> <p>令和6年度以降は、「指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所」が地域包括支援センターから委託を受けずに、介護予防サービス計画を作成できるようになりました。</p> |
| 2   | 要支援者の全てのプランが対象になりますか。                               | <p>介護予防支援のみが対象となります。</p> <p>介護予防ケアマネジメントは対象になりません。</p> <p>※介護予防支援とは、「予防給付のみ」又は「予防給付と総合事業の両方」のサービスを受ける方のサービス計画の作成等</p> <p>※介護予防ケアマネジメントとは、「総合事業のサービスのみ」を受ける方のサービス計画の作成等</p>                 |
| 3   | 地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託は出来なくなりますか。                | 指定介護予防支援事業者の指定の有無に関わらず、これまでどおり、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託より介護予防支援を実施することが可能です。  |
| 4   | 指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所から他の居宅介護支援事業所への委託はできますか。 | できません。居宅介護支援事業所への委託ができるのは「地域包括支援センター」のみです。   |

|   |  |  |
|---|--|--|
| 5 | 指定介護予防支援事業者の指定を受けるため要件はありますか。  | <p>主な要件は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業所の指定を受けていること</p> <p>(2) 管理者が主任介護支援専門員であること</p> <p>(3) 介護支援専門員1名以上</p> <p>※詳細については、介護保険関係法令及びいわき市条例等で定める人員及び運営に関する基準等の各種関係規程を御確認のうえ、十分に御理解いただいたうえで申請ください。</p> |
| 6 | 市町村ごとに指定を受ける必要がありますか。  | 市町村ごとに指定を受けることになります。   |
| 7 | 現在、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を行っている居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者の指定を受けた場合、指定を受けた後の介護予防サービス計画作成に係る利用者との契約はどのようになりますか。 | <p>委託元の地域包括支援センターへ連絡のうえ、契約方法について調整してください。</p> <p>居宅介護支援事業所が直接担当する場合、利用者の状態像の変化等を考慮し、利用者と居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの3者契約の締結が必要となります。</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 8  | <p>単位数（報酬）はどのようになりますか。</p>  | <p>(1)地域包括支援センターが介護予防支援を行う場合<br/>442単位（介護予防支援（1））</p> <p>(2)地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護予防支援事業所が介護予防支援を行う場合<br/>442単位×0.9</p> <p>(3)指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が介護予防支援を行う場合<br/>472単位</p> <p>※(3)の場合のみ、特別地域加算、中山間地域等小規模事業所加算、中山間地域等サービス提供加算の対象。</p> |
| 9  | <p>居宅介護支援事業所が居宅介護支援を実施していた利用者が要支援認定となり、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、初回加算を算定できますか。</p>                        | <p>算定加算が可能です。（居宅介護支援費の算定時においても同様です）</p>   |
| 10 | <p>居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所の指定を受け、当該利用者に対し介護予防支援を直接実施する場合、初回加算を算定できますか。</p> | <p>算定加算が可能です。</p> <p>なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として、改めてアセスメント等を行ったうえで、介護予防サービス計画を作成する必要があります。</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 11 | 居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合、委託連携加算は算定できますか。                          | 委託連携加算は、地域包括支援センターが介護予防支援を居宅介護支援事業所に委託する際の情報連携等を評価するものであるため、居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合は、算定できません。               |
| 12 | 居宅介護支援事業所が介護予防支援を直接実施する場合の必要人員はどのようになりますか。                         | 介護支援専門員のみでの配置で介護予防支援を実施することが可能です。また、管理者は主任介護支援専門員とし、管理に支障がない限り、他の事業所との兼務が可能です。                                |
| 13 | 要支援認定を受けた方の結果は、これまでどおり地域包括支援センターに提供されますか                           | これまでどおり地域包括支援センターへ情報提供を行います。利用者の意向により、指定、委託によらず居宅介護支援事業所の支援を希望される場合は、当該事業所へ地域包括支援センターから情報提供を行います。             |
| 14 | 居宅介護支援事業所が利用者と直接契約となった場合、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターとの関係はどのようになりますか。      | 請求事務を各居宅介護支援事業所が実施することになりますが、プランの原案確認、評価等はこれまで同様となります。プランや制度に関する相談や連携等についても、これまでどおりに行っていただけます。                |
| 15 | 居宅介護支援事業所への、地域包括支援センターの一定の関与とは、どのようなことを指しますか。                      | 初回の同行訪問、介護予防サービス計画書の原案確認と評価のほか、居宅介護支援事業所から助言を求められた場合に、サービス計画等への助言や介護予防ケアマネジメント支援会議、その他事例検討会、研修等における関与が考えられます。 |
| 16 | 指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、直接市町村からの委託により介護予防ケアマネジメントを行うことはできますか。 | できません。介護予防ケアマネジメントについては、地域包括支援センターからの委託を受けて行うことになります。   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 17 | <p>利用者の状態像により、利用するサービスが流動的になる（介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを往来する可能性がある）場合、重要事項説明や利用者との契約をどのように取り扱えばよいですか。</p>  | <p>ご質問のような流動的な状況が予測されることから、本市では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを利用する全ての対象者について、利用者、介護予防支援を担当する介護予防支援事業者（居宅介護支援事業所）、介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センターの3者間での契約締結及び重要事項についての説明を行うことを基本としたところです。</p> <p>3者契約を締結することで、介護予防支援を介護予防ケアマネジメントを往来するような場合にあっては、契約期間内においてはそれぞれの契約が終了することではなく、新たな契約等を行う必要がなくなります。</p> |
| 18 | <p>指定居宅介護支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業所が、介護予防支援をおこなっていたが、利用者の利用サービスが総合事業のみとなり介護予防ケアマネジメントに移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから再委託を受けて介護予防ケアマネジメントを行う場合、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はありますか。</p> | <p>出し直す必要があります。</p> <p>利用するサービスが介護予防支援から介護予防ケアマネジメントへ、主体となる担当事業所が居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへと変更になるためです。</p> <p><b>【利用するサービス：介護予防ケアマネジメント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画届出書：介護予防ケアマネジメント依頼届出書</li> <li>・担当事業所：地域包括支援センター</li> <li>・受託事業所：居宅介護支援事業所</li> </ul>        |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 19 | <p>地域包括支援センターからの再委託により居宅介護支援事業所が介護予防ケアマネジメントを行っていたが、利用者が介護予防給付のサービスを追加することになり、介護予防支援に移行し、引き続き、同一の居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者として介護予防支援を行う場合、サービス計画作成依頼届を提出し直す必要はありますか。</p> | <p>出し直す必要があります。</p> <p>利用するサービスが介護予防ケアマネジメントから介護予防支援へ、主体となる担当事業所が地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へと変更になるためです。</p> <p><b>【利用するサービス：介護予防支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス計画届出書：介護予防ケアマネジメント依頼届出書</li> <li>・担当事業所：居宅介護支援事業所</li> </ul> |
| 20 | <p>介護予防ケアマネジメントから、介護予防支援に変更した場合（その逆も）、介護保険証は記載が変わるのか。市（地区保健福祉センター）への届出は必要ですか。</p>   | <p>利用するサービスの変更により、「介護予防支援から介護予防ケアマネジメント」、「介護予防ケアマネジメントから介護予防支援」の変更があり、居宅介護支援事業所が直接担当する場合と地域包括支援センターからの一部委託や地域包括支援センターが直接担当する場合とを変わるときは、その都度、市（地区保健福祉センター）へサービス計画依頼届出書の提出が必要になります。</p>   |
| 21 | <p>契約書のひな型はありますか。</p>   | <p>市公式ホームページに参考様式を掲載します。</p>  |
| 22 | <p>介護予防支援の指定対象が拡大されることに伴い、プラン様式に変更はありますか。</p>   | <p>現時点で変更はありません。</p>  |